

多度津町重度心身障害者等医療費助成に関する条例

昭和49年3月23日

条例第1号

改正 昭和52年3月31日条例第9号

昭和54年9月21日条例第18号

昭和58年3月15日条例第3号

昭和59年12月26日条例第40号

平成2年3月15日条例第10号

平成6年12月21日条例第24号

平成12年12月19日条例第40号

平成17年6月24日条例第20号

平成20年3月13日条例第10号

平成20年6月26日条例第27号

平成23年6月27日条例第12号

平成25年12月16日条例第24号

平成28年6月17日条例第19号

平成30年3月16日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者等について医療費の一部を助成することによりその健康の保持及び増進並びにその生活の安定に寄与し、もって重度心身障害者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「重度心身障害者等」とは、多度津町の区域内に住所を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、平成20年8月1日以後において新たに該当者となる者については、次の各号のいずれかに該当する者で当該各号に規定する身体障害者手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者に限る。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に障害の程度が1級、2級、3級又は4級として記載されている者

(2) 香川県療育手帳制度要綱により交付を受けた療育手帳に障害の程

度が（A）、A又は（B）として記載されている者

（3） 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳にその傷病の程度が項症及び款症である者、戦傷病者手帳にその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に掲げる特別項症から第4項症までとして記載されている者であつて、かつ、身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が4級として記載されている者

2 この条例において「医療機関等」とは、社会保険各法に基づく病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めたものをいう。

（対象者）

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は重度身体障害者等であつて、規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療に関する給付を受けることができる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、対象者としなない。

（1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

（2） 多度津町乳幼児等医療費の助成に関する条例（昭和47年多度津町条例第20号）第3条に規定する対象乳幼児等（満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者を除く。）であつて、同条例に規定する助成対象者が保護する者

（受給資格者証の交付等）

第4条 医療費の助成を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより、町長に申請し、受給資格者証の交付を受けなければならない。

2 医療費の助成は、前項の申請に基づき受給資格者証の交付を受けることができる日の属する月（正当な理由により、前項の交付の申請が遅れたときにあつては、町長の認める月）以後において受けた医療について行うものとする。

（医療費の助成）

第5条 町長は、受給資格者（対象者であつて前条第1項に規定する受給資

格者証の交付を受けたものをいう。以下同じ。) に対し、その受給資格者の疾病又は負傷について、医療保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付を受けた場合における当該医療に要した費用の額のうち、これらの法令の規定によって受給資格者又は受給資格者に係る世帯主若しくは被保険者若しくは組合員が負担した額（医療保険各法の規定に基づき保険者等の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付に併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を受けることができる額を除く。）を重度心身障害者等医療費として助成する。

- 2 前項の医療に要した費用の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め例によって算定した額（医療保険各法その他の法令の規定に基づきこれと異なる基準によることとされている場合にあっては、その基準によって算定した額）並びに医療保険各法に規定する指定訪問看護に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。

（助成の方法）

第6条 受給資格者が前条第1項に規定する重度心身障害者等医療費の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより町長に申請をしなければならない。

- 2 医療機関等から受給資格者の医療費について報告があったときは、前項の申請があったものとみなす。
- 3 前条第1項の規定にかかわらず、町は、受給資格者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する被保険者を除く。）が町の指定する医療機関等において保険給付を受けた場合は、当該受給資格者が負担すべき額に相当する金額を、医療機関等からの請求により、直接医療機関等に対し、支給することができる。
- 4 町長は、前項の規定による医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）による社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

(認定手続等の特例)

第7条 受給資格者の規則で定める介護者は、町長が当該受給資格者について特別の事情があると認めたときは、当該受給資格者に代って第4条第1項若しくは前条第1項の申請をし、又は重度心身障害者等医療費の助成を受けることができる。

(損害賠償の返還)

第8条 町長は、受給資格者又はその配偶者若しくはその扶養義務者が当該受給資格者に係る疾病又は負傷に関して損害賠償を受けたときは、その価額の限度において重度心身障害者等医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した重度心身障害者等医療費の額に相当する金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第9条 町長は、偽り、その他不正の手段により重度心身障害者等医療費の助成を受けた者があるときは、その者から、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 多度津町身体障害児童医療費助成に関する条例（昭和48年多度津町条例第1号）は、廃止する。

附 則（昭和52年3月31日条例第9号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和52年9月30日までは改正後の多度津町心身障害者等医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項第2号の規定にかかわらず、児童相談所、知的障害者更生相談所又は医師において、精神発達面の障害が、おおむね知能指数50以下であって、日常生活において常時指導を要する程度のものと判定された者は、同号に該当する者とみなす。

- 3 この条例施行の日から昭和52年9月30日までの間に新条例第2条第1項第2号に規定する療育手帳の交付を申請した者で、同号に定める障害の程度の療育手帳の交付を受けた者は、交付の申請の日をもって交付日とみなす。

附 則（昭和54年9月21日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年10月1日から適用する。

附 則（昭和58年3月15日条例第3号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。
2 多度津町老人医療費の助成に関する条例（昭和46年多度津町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号を第7号とし、同項第4項の次に「（5） 多度津町重度心身障害者等医療費助成に関する条例（昭和49年多度津町条例第1号）の規定により医療費が支給されるもの」を加える。

附 則（昭和59年12月26日条例第40号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 改正条例第3条第1項及び第4条の規定は、昭和59年10月1日以後において受けた医療に係る医療費の支給について適用し、同日前において受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。
3 社会保険各法の規定による被保険者又は組合員（これらの者であったものを含む。）であって、昭和59年10月1日からこの条例の施行日の前日までの間において改正条例第3条に規定する対象者に該当することになった者に係る改正条例第4条第3項の規定の適用については、その該当することとなった日に認定の請求があったものとみなす。

附 則（平成2年3月15日条例第10号）

（施行期日）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成6年12月21日条例第24号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成6年10月1日から適用する。
2 平成6年10月1日前に行われた医療に係る重度心身障害者等医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月19日条例第40号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17年6月24日条例第20号）

- 1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。
- 2 平成17年8月1日前に行われた医療に係る重度心身障害者等医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月13日条例第10号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月26日条例第27号）

- 1 この条例は、平成20年8月1日から施行する。
- 2 平成20年8月1日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成23年6月27日条例第12号）

- 1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。
- 2 平成23年8月1日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月16日条例第24号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の多度津町重度心身障害者等医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の保険給付に係る医療費の助成について適用し、同日前の保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成28年6月17日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の多度津町重度心身障害者等医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の保険給付に係る医療費の助成について適用し、同日前の保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月16日条例第8号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

多度津町重度心身障害者等医療費助成に関する条例施行規則

昭和49年3月23日

規則第1号

改正 昭和52年3月31日規則第1号

昭和54年9月21日規則第7号

昭和56年9月26日規則第17号

昭和59年8月17日規則第13号

昭和59年11月12日規則第20号

昭和59年12月26日規則第27号

平成2年3月15日規則第3号

平成6年12月21日規則第19号

平成9年9月26日規則第10号

平成11年6月24日規則第10号

平成12年3月13日規則第5号

平成12年12月31日規則第17号

平成15年6月24日規則第10号

平成17年6月24日規則第16号

平成18年11月14日規則第18号

平成20年3月13日規則第6号

平成23年1月25日規則第2号

平成23年6月27日規則第11号

平成25年3月29日規則第17号

平成26年3月7日規則第6号

平成28年7月13日規則第14号

平成30年1月17日規則第3号

平成30年8月16日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、多度津町重度心身障害者等医療費助成に関する条例
(昭和49年多度津町条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し
て必要な事項を定める。

(医療保険各法)

第2条 条例第3条第1項の規則で定める医療保険各法は、次の各号に掲げ

る法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
（認定手続等）

第3条 条例第4条第1項の規定により、受給資格の認定を受けようとする者は、受給資格認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 受給資格者証の交付を受けようとする者に係る前条各号に規定する各法律の保険証等の写し
- (2) 受給資格者証の交付を受けようとする者に係る前条各号に規定する各法律の被保険者等の所得及び課税状況を証する書類
- (3) 身体障害者手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳の写し

2 町長は、前項の認定をしたときは、受給資格者証（様式第2号）を交付するものとする。

（受給資格者証の更新等）

第4条 受給資格者は、毎年7月1日から同月31日までの間に、受給資格者証の更新を受けなければならない。この場合において、町長は、必要とする書類の提示を求めることができる。

2 受給資格者証を破損又は紛失したときは、再交付の申請をすることができる。

（医療費の助成申請手続等）

第5条 条例第6条第1項に規定する重度心身障害者等医療費の助成を申請しようとする受給資格者は、医療費助成申請書（医療保険各法に定める訪問看護（以下「訪問看護」という。）に係る医療費以外の医療費については、様式第3号（訪問看護に係る医療費については、様式第3号の1とする。）を町長に提出するものとする。この場合において、受給資格者は、

受給資格者証を町長に提示しなければならない。

2 条例第6条第2項に規定する医療機関等からの報告は、医療費報告書（様式第4号）によるものとする。

3 受給資格者は、同条第1項の場合において、医療保険各法の規定による高額療養費の支給を受けることができるときは、その旨を町長に申し出なければならない。

4 町長は、同条第1項の医療費助成申請書の提出があったときは、その内容を審査し当該申請に係る助成の額を決定の上、重度心身障害者等医療費を助成するものとする。

（介護者）

第6条 条例第7条に規定する介護者とは、重度心身障害者等の配偶者、扶養義務者又はその他の者であつて、重度心身障害者等と同居し、主としてその者を介護するものをいう。

（変更等の届出）

第7条 受給資格者に係る変更等の届出事項は、次の各号のとおりとし、受給資格者又は介護者は、福祉医療費受給資格者証記載事項等変更届（様式第5号）により、速やかに、町長に届出なければならない。この場合において、町長は、必要とする書類等の提出又は提示を求めることができる。

- （1） 氏名
- （2） 住所
- （3） 被保険者、扶養義務者
- （4） 加入保険の記載事項
- （5） 転出をしようとするとき
- （6） 受給資格者が死亡したとき
- （7） その他町長が必要とする事項

（受給資格者証の返還）

第8条 受給資格者は、受給資格を喪失したときは、速やかに、受給資格者証を町長に返還しなければならない。

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 多度津町身体障害児童医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年多

度津町規則第2号)は、廃止する。

附 則 (昭和52年3月31日規則第1号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年9月21日規則第7号)

この規則は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則 (昭和56年9月26日規則第17号)

この規則は、昭和56年9月27日から施行する。

附 則 (昭和59年8月17日規則第13号)

この規則は、昭和59年9月1日から施行し、改正後の多度津町重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (昭和59年11月12日規則第20号)

この規則は、昭和56年11月12日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則 (昭和59年12月26日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年3月15日規則第3号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年12月21日規則第19号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成6年10月1日から適用する。
- 2 平成6年10月1日前行われた医療に係る重度心身障害者等医療費の助成については、なお従前の規則による。

附 則 (平成9年9月26日規則第10号)

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則 (平成11年6月24日規則第10号)

この規則は、平成11年7月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月13日規則第5号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月31日規則第17号)

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

附 則 (平成15年6月24日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成17年6月24日規則第16号）

- 1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。
- 2 改正後の様式第3号、様式第3号の1、様式第4号、様式第4号（その2）及び様式第4号（その3）は、平成17年8月1日以後に受けた保険給付に係る母子家庭等医療費の支給申請について適用し、同日前に受けた保険給付に係る母子家庭等医療費の助成申請については、なお従前の例による。
- 3 改正前の様式第3号、様式第3号の1、様式第4号、様式第4号（その2）、様式第4号（その3）及び様式第4号の1による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成18年11月14日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成20年3月13日規則第6号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月25日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年6月27日規則第11号）

- 1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の多度津町重度心身障害者等医療費助成に関する条例施行規則の各様式は、平成23年8月1日以後に受けた保険給付に係る重度心身障害者等医療費の支給申請について適用し、同日前に受けた保険給付に係る重度心身障害者等医療費の支給申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の多度津町重度心身障害者等医療費助成に関する条例施行規則の各様式は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成25年3月29日規則第17号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月7日規則第6号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の多度津町重度心身障害者等医療費助成に関する条例施行規則の各様式は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成28年7月13日規則第14号）

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成30年1月17日規則第3号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月16日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

香川県重度心身障害者等医療費支給事業県費補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 県は、重度心身障害者等の健康の保持及び増進並びにその生活の安定に寄与し、もって重度心身障害者等福祉の向上を図ることを目的として、別表第1に掲げる対象者に医療費の一部を支給する事業（以下「事業」という。）を行う市町に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の交付については、香川県補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、事業に要する経費のうち別表第2に掲げる経費とし、補助率は、当該経費の2分の1とする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする市町は、重度心身障害者等医療費支給事業県費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、毎年度4月末日までに知事に提出しなければならない。

- 一 事業に係る条例、規則等
- 二 事業に係る歳入歳出予算書の抄本
- 三 その他知事が必要と認める書類

(事業の実施状況の報告)

第4条 前条の補助金の交付の申請をした市町は、重度心身障害者等医療費支給事業実施状況報告書（第2号様式）により毎月の事業の実施状況を翌月の20日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、第3条の補助金の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定してその旨を当該市町に通知するものとする。この場合において、必要があると認めたときは、条件を付して補助金の交付を決定することができる。

(補助金の交付申請の変更)

第6条 第5条の補助金の交付の決定を受けた市町（以下「補助事業者」という。）は、事業の実施について補助金の交付申請の内容に変更を生じたときは、重度心身障害者等医療費支給事業県費補助金変更交付申請書（第

3号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 事業に係る歳入歳出予算書の抄本
 - 二 その他知事が必要と認める書類
- 2 前条の規定は、前項の申請があった場合に準用する。

(事業実績報告)

第7条 補助事業者は、当該年度の事業について3月末日までに重度心身障害者等医療費支給事業県費補助金実績報告書(第4号様式)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 事業に係る歳入歳出決算見込書の抄本
 - 二 その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項の実績報告があった場合において、当該実績に相当する補助金の額を変更する必要があるときは、当該実績報告書をもって補助金の変更交付申請とみなす。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、前条第1項の事業実績報告があったときは、これを審査し、適当と認めた場合にあっては、交付すべき補助金の額を確定して、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

(検査等)

第10条 知事は、必要に応じ、事業の遂行に関し報告を求め、又は職員に書類の内容について検査をさせ、その他必要な指示をすることができる。

(補助金の交付決定の取消)

第11条 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 この要綱の規定に違反したとき。
 - 二 補助金の交付決定に付された条件に違反したとき。
 - 三 補助金を事業以外の用途に使用したとき。
- 2 前項の規定は、第8条の交付すべき額の確定があった後においても適用

があるものとする。

(補助金の返還)

第12条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、昭和52年2月1日から施行する。

2 別表(1)の1の(2)の規定にかかわらず、当分の間、児童相談所、精神薄弱者更生相談所又は医師において、精神発達面の障害がおおむね知能指数50以下であって、日常生活において常時指導を要する程度の者と判定された者は、別表(1)の1の(2)に該当する者とみなす。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年2月22日から施行し、改正後の香川県重度心身障害者等医療費支給事業県費補助金交付要綱の規定は、昭和58年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年6月6日から施行し、改正後の香川県重度心身障害者等医療費支給事業県費補助金交付要綱の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年11月15日から施行し、改正後の香川県重度心身障害者等医療費支給事業県費補助金交付要綱の規定は、昭和59年10月1日から適用する。ただし、別表第1の2の項の三の号の規定は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

2 平成6年10月1日前に受けた医療についての重度心身障害者等医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の香川県重度心身障害者等医療費支給事業県費補助金交付要綱別表第2第2項の規定については、平成17年8月1日以後に受けた医療の給付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年3月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、平成20年8月1日から施行する。

2 第1の表の改正部分は、平成20年4月1日以後に受けた医療の給付分から適用し、平成20年4月1日前に受けた医療の給付分については、なお従前の例による。

3 第2の表の改正部分は、平成20年8月1日以後に受けた医療の給付分から適用し、平成20年8月1日前に受けた医療の給付分については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

2 別表第2の改正部分は、平成24年8月1日以後に受けた医療の給付分から適用し、平成24年8月1日前に受けた医療の給付分については、なお従前の例による。

別表第1（第1条関係）

対象者
<p>1 県内の市町の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者（平成20年8月1日以後において新たに該当者となる者については、次の各号のいずれかに該当する者で当該各号に規定する身体障害者手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者に限る。以下「重度心身障害者等」という。）であつて医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）をいう。以下同じ。）の規定により医療に関する給付を受けることができる者とする。</p> <p>一 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に障害の程度が1級、2級又は3級として記載されている者</p> <p>二 香川県療育手帳制度要綱により交付を受けた療育手帳に障害の程度が㉠、A又は㉡として記載されている者</p> <p>三 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に掲げる特別項症から第4項症までとして記載されている者であつて、かつ、身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が4級として記載されている者</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、対象者としな</p> <p>い。</p> <p>一 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者</p> <p>二 香川県乳幼児医療費支給事業県費補助金交付要綱により市町が乳幼児に対する医療費の助成事業に関して制定している条例の規定に基づき医療費の助成を受けることができる者</p> <p>三 前年の<u>所得</u>（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費の支給</p>

については、前々年度の所得とする。以下同じ。)が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第20条の規定による政令で定める額を超える者

四 配偶者の前年の所得又は民法(明治29年法律89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主として重度心身障害者等の生計を維持する者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律第21条の規定による政令で定める額以上の者

別表第2 (第2条関係)

補助対象経費

1 市町が、受給資格者(対象者であって市町長の認定を受けた者をいう。以下同じ。)に対し、その受給資格者の疾病又は負傷について、医療保険各法その他の法令等の規定により医療に関する給付を受けた場合における当該医療に要した費用の額のうち、これらの法令等の規定によって受給資格者又は受給資格者に係る世帯主若しくは被保険者若しくは組合員が負担した額(医療保険各法の規定に基づき保険者等の規約、定款、運営規則等により、医療保険各法に規定する保険給付に併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を受けることができる額を除く。以下「対象一部負担金額」という。)から次の各号に掲げる額を控除して得た額(以下「支給対象額」という。)を、重度心身障害者等医療費として支給した場合における当該支給に要する経費とする。

- (1) 入院の場合 保険医療機関の診療報酬明細書ごとに1,000円(対象一部負担金額が1,000円に満たない場合は、その額)
- (2) 入院外の場合 保険医療機関等(保険薬局を除く。)の診療報酬明細書等ごとに500円(対象一部負担金額が500円に満たない場合は、その額)

2 前項の医療に要した費用の額は、健康保険法第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め例によって算出した額(医療保険各法その他の法令等の規定に基づきこれと異なる基準によることとされている場合にあっては、その基準によって算出した額)並びに医療保険各法に規定す

る指定訪問看護に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項各号に掲げる額を控除しない額を支給対象額とする。

(1) 受給資格者が、市町村民税世帯非課税者（受給資格者及び当該受給資格者と生計を一にする世帯員が、当該医療のあった月の属する年度（医療のあった月が4月から7月までの間は前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないものを除く。）をいう。）である場合

(2) 障害者医療（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第58条第1項の自立支援医療費（育成医療及び更生医療に限る。）の支給の対象となる医療をいう。以下同じ。）に係る給付を受けた場合（障害者医療とその他の医療について併せて給付を受けた場合は、障害者医療に係る医療に限る。）

4 前項に規定する「当該受給資格者と生計を一にする世帯員」とは、当該受給資格者の加入している医療保険各法（国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律を除く。）の規定による被保険者（当該受給資格者以外の者であって、かつ、健康保険法の規定による被保険者（同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。）、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は健康保険法第126条の規定に基づき日雇特例被保険者手帳の交付を受けその手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者をいう。）、当該受給資格者の加入している国民健康保険の被保険者（当該受給資格者以外の者であって、かつ、当該受給資格者と同一の世帯に属する者に限る）又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定する後期高齢者医療の被保険者である

当該受給資格者と同一の世帯に属する者(当該受給資格者を除く。)とする。